

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		要介護状態区分の変更の認定
根拠法令等及び条項		介護保険法第29条
標準 処理 期間	根拠条項	介護保険法第29条第2
	認定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	介護保険法第7条第1項及び第35条、介護保険法施行規則第2条、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条及び第3条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>被保険者として資格を有していること。</p> <p>40歳から65歳未満の方については、要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障がいがある特定疾病によって生じたものであること。</p> <p>1 要介護状態</p> <p>身体上又は精神上的の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間（2参照）にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）（3参照）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>2 厚生労働省令で定める期間</p> <p>介護保険法第7条第1項の厚生労働省令で定める期間は、6月間とする。ただし、法第7条第3項第2号に該当する者であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上的の障がいがある介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第2条第1号に規定する疾病によって生じたものに係る要介護状態の継続見込期間については、その余命が6月に満たないと判断される場合にあっては、死亡までの間とする。</p> <p>3 その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分</p> <p>法第7条第1項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第27条第5項前段（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31</p>	

条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。

- (1) 要介護一 要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態(次条第1項第2号に該当する状態を除く。)
- (2) 要介護二 要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態
- (3) 要介護三 要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態
- (4) 要介護四 要介護認定等基準額が90分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態
- (5) 要介護五 要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態。

4 要介護認定等基準時間

3各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項(法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び32条第2項(法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 洗濯、掃除等の家事援助等
- (3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- (4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- (5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

5 要介護認定の手続

法第27条に規定のとおり。

6 要介護認定等の手続の特例

法第35条に規定のとおり。